# 計量士制度の概要①

### 計量士とは

・計量士は、計量法第109条に規定する計量管理(計量器の整備、計量の正確の保持、計量の方法の 改善など)を行う者で、計量士の区分としては、「一般計量士」「環境計量士(濃度関係)、 環境計量士(騒音・振動関係)に分かれている。

### <一般計量士>

・生産工場や百貨店・スーパーマーケットで使用される長さ計や質量計、体積計、温度計等の計量器の精度管理や測定計画の作成、実施等の計量管理を行う。

### 〈環境計量士(濃度関係)>

・工場から排出されるばい煙、排水や環境(大気・水域)及び工場跡地等土壌の中の有害物質、悪臭物質 等の測定及び計量管理を行う。

#### <環境計量士(騒音・振動関係)>

・プレス、送風機等の騒音源を有する工場や建設工場、道路(自動車)、鉄道、航空機の騒音の測定及び 計量管理を行う。

# 計量士数(累積) < 令和5年2月末>

	人数
一般計量士	約14,900人
環境計量士(濃度関係)	約12,200人
環境計量士(騒音・振動関係)	約3,600人
合計	約30,700人

#### (旧環境計量)<※>

約7,000人

※平成5年法改正前の区分(「濃度関係」、「騒音・振動 関係」に分割以前)の登録者数

# 計量士制度の概要②

## 環境計量士(濃度関係)の要件

・環境計量士(濃度関係)に係る試験に合格し、かつ、次に掲げるいずれかの要件を満たすこと。

#### <環境計量士の試験科目及び範囲>

試験科目	<b>範囲</b>
計量管理概論	計量管理及び計量器の管理に関する基礎知識等
環境計量に関する基礎知識	環境関係法規(環境基本法、大気汚染防止法等)及び化学
化学分析概論及び濃度の計量	化学分析の応用一般、濃度の計量単位、濃度計に係る基礎原理、取扱い、保守管理、その他濃度の計量一般に関する知識
計量関係法規	計量法の体系全般に係る知識

### <要件>

- ①濃度に係る計量に関する実務に1年以上従事していること。
- ②計量法施行規則第119条第5号に規定する環境計量講習(濃度関係)を修了していること。
- ③薬剤師の免許を受けていること。
- ④職業訓練指導員免許(免許職種が化学分析科であるものに限る。)を修了していること。
- ⑤職業能力開発校(訓練科が化学系化学分析科であるものに限る。)を修了していること。
- ⑥技能検定のうち、検定職種を化学分析(等級の区分が1級または2級のものに限る。)又は産業洗浄(実技試験の科目を化学洗浄作業とするものに限る。)とするものに合格していること。
- ⑦技術士(衛生工学部門に係る登録を受けている者に限る。)の登録を受けていること。

# 計量士制度の概要③

## 環境計量士(濃度関係)とは

- ・個人資格で、計量器を使用する事業所において、計量器の検査その他の計量管理(※)を行う者。
- ※ 計量管理とは、計量器等の保管、検査及び整備、計量方法の選定、計量方法の改善、計量方法の指導、計量結果の確認等適正な計量を 実施するために必要は措置を講ずることをいう。
- ・環境計量士(濃度関係)が自ら現地で測定を行うことは少なく、<u>多くは環境計量士(濃度関係)の指導</u>を受けた事業所の従業員等が測定を行う。

# 使用する分析機器・装置等について

	作業環境測定士		環境計量士(濃度関係)	
使用する分析機器・装置等	①原子吸光分析装置 ②発行分析装置 ③電子捕獲検出器 ④電気伝導度検出器 ⑤水素炎イオン化検出器 ⑥けい光光度検出器 ⑦フレームレス原子吸光分析装置 ⑧炎光光度検出器	⑩高速液体クロマトグラフ ⑪イオンクロマトグラフ ⑫誘導結合プラズマ装置 ⑬液体クロマトグラフ ⑭質量分析装置 ⑮ 窒素りん検出器 ⑯光イオン化検出器 ⑰吸光光度分析装置	①原子吸光分析装置 ②発行分析装置 ③電子捕獲検出器 ④電気伝導度検出器 ⑤水素炎イオン化検出器 ⑥けい光光度検出器 ⑦フレームレス原子吸光分析装置 ⑧炎光光度検出器 ⑨アルカリ熱イオン化検出器 ⑩ガスクロマトグラフ	⑪高速液体クロマトグラフ ⑫イオンクロマトグラフ ⑬誘導結合プラズマ装置 ⑭液体クロマトグラフ ⑮質量分析装置 ⑯非分散型赤外分析装置 ⑰窒素りん検出器 ⑱光イオン化検出器 ⑲吸光光度分析装置 ㉑熱伝導度検出器 ㉑紫外線吸光光度検出器

- ※上記分析機器等については、作業環境測定ガイドライン(公益社団法人日本作業環境測定協会)及び「計量証明対象物質名等及び計量の方法と機器又は装置」 (一般社団法人日本環境測定分析協会)に基づき主な機器等を記載。
- ※環境計量士の分析機器等のうち、作業環境測定士が使用しない分析機器等に下線を引いている。なお、作業環境測定ガイドラインに記載されていない又は作業 環境測定に使用頻度が低い旨の記載がある分析機器等を使用しないものとした。